

◆ 重点景観形成地区における届出について

地区内で下記の行為を行う場合は、規模に関わらず工事等着手の30日前までに市長への届出が必要です（届出提出部数：1部）。届出にあたっては、あらかじめ都市計画課に事前相談をしてください。

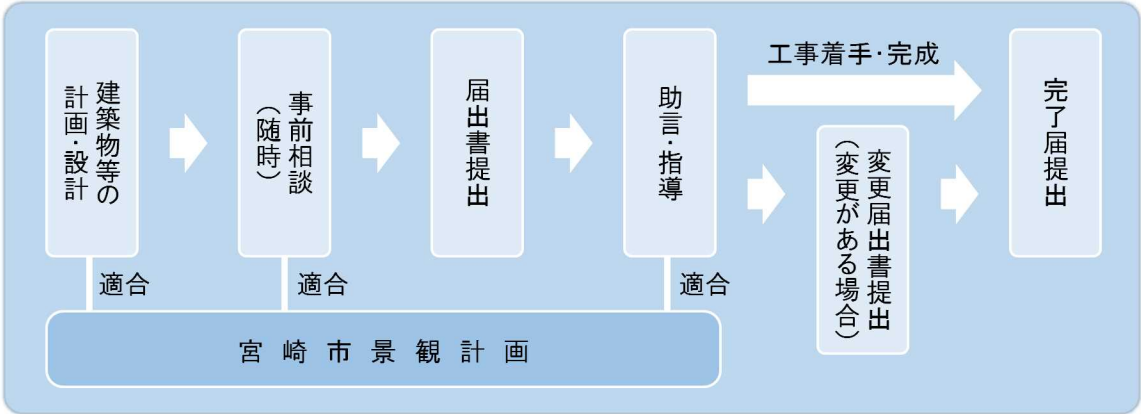
なお、下記の行為のうち、日南海岸国定公園（特別地域）の区域内における自然公園法第20条第3項に基づく許可を受けて行う行為は、当届出が不要となる場合があります

また、屋外広告物については、別途、宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる場合があります。

■ 届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（太陽光発電設備を設置する場合も含む）
- (2) 工作物（太陽光等の発電設備等を含む）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の形質の変更【(3)の開発行為を除く】
- (5) 木竹の伐採又は植栽
- (6) 屋外広告物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

■ 届出の流れ



《日南海岸地区》 重点景観形成地区 宮崎市景観計画

◆ 景観形成方針及び区域

■ 景観形成の基本目標

- (1) 雄大な海の景色と山の緑の変化に富んだ美しい自然環境の保全・強化
- (2) 優れた自然環境と調和したリゾート景観の創出



■ 公共施設に係る景観形成に関する方針

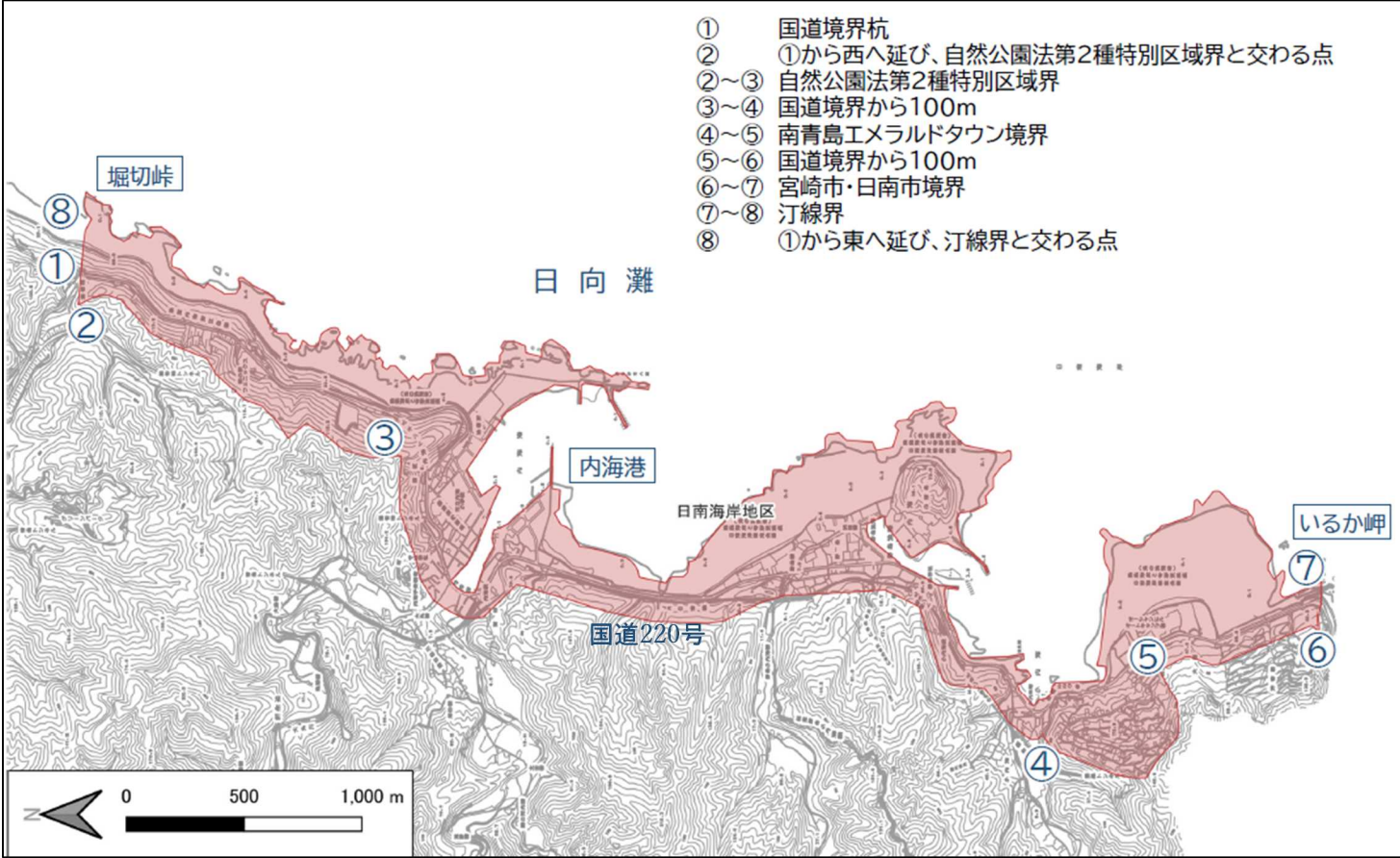
- 背景の丘陵部や海浜部の豊かな自然環境に配慮した景観の形成を図る。
- 堀切峠などの眺望点を確保し、開放的な景観の強化を図る。

■ 整備方針

- 建築物、工作物等については、周囲の環境に十分配慮したものとする。



◆ 重点景観形成地区に定める土地の区域（日南海岸地区）



◆ 景観形成基準・配慮事項

建築物や工作物等の新築等においては、下記の景観形成基準や配慮事項に基づき必ず検討し、計画・設計していただきますようお願いいたします。景観形成基準に適合しない場合は、景観法に基づき勧告や変更命令の対象となる場合があります。

また、日南海岸地区のうち、日南海岸国定公園の特別地域に該当する区域については、下記の景観形成基準（配慮事項を除く）を、自然公園法第20条第3項の許可の基準として扱うこととします。

■ 建築物の景観形成基準

項目	景観形成基準
色彩	● 外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、表1の基準により制限を行うこととする。
建築物に設置する太陽光発電設備	※ 壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、以下の制限を加える。
	● 太陽光パネル（太陽電池モジュール）の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。 ● 架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ● 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 ● 勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。 ● 陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。 ● 太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど修景を図ること。
＜勾配屋根の場合＞ ＜陸屋根の場合＞	

■ 工作物の景観形成基準

項目	景観形成基準等
高さ・形態	● 道路景観軸に位置づけられている道路（国道220号）の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。 ※ 都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。
色彩	● 外観の基調色（主に用いられる色彩）は、表2の基準により制限を行うこととする。
太陽光発電設備	色彩 ● 太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ● 太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。
	配慮事項 ● 尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ● 歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。 ● 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。 ＜例示＞

■ 開発行為等の景観形成基準

項目	景観形成基準
開発行為・土地の形質の変更	● 造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 ● 擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。
木竹の伐採又は植栽	● 道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。 ● 植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。

■ その他配慮事項

項目	配慮事項
建築物等	配置及び規模 ● 周辺の開放された環境に配慮した配置計画とする。 ● 建築物の高さは、背景の丘陵部のスカイラインを塞ぐことのないように配慮する。
	色彩及び形態 ● 森林の緑や海と空の青さなど、周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、表3の推奨値を参考とする。ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることから、色彩の選定にあたっては十分に検討する。 ● 屋外設備類は、外壁と調和した部材で有効に遮蔽するか、目立たないデザインとする。 ● 前面道路に面する部分にベランダやバルコニー類を設ける場合は、路上から洗濯物等が見えにくい構造とし、緑化に努めるなど意匠を工夫する。
工作物	● 自然景観等を背景に設置される工作物等については、周囲の緑化などによる修景を行う。 ● 工作物の色彩、前面のデザイン等については、周囲の街並みとの調和に配慮する。
外構	● 道路に面する部分に植栽による修景を行うこととし、塀を設ける場合は、周囲の環境と調和したものとする。 ● 道路に面する部分に駐車場を設ける場合は、植栽等で修景を行う。
その他	● 自動販売機は、景観を阻害しないよう設置箇所と色彩に留意する。 ● 前面道路に面する部分に物品を集積・放置してはならない。
広告物	● 広告物はできるだけ控え、設置する場合は景観を阻害しないよう意匠及び形態を工夫し、維持管理を徹底する。

◆ 色彩の基準値及び推奨値

- 各表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとします。
- 表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外します。
- 景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外します。

■ 基準値（景観形成基準）

表1. 建築物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※ 各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

表2. 工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※ 背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。

明度2以上7以下（鉄柱のみ）

■ 推奨値（望ましい建築物の色彩）

表3. 望ましい建築物の色彩

	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値	緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物の場合	彩度4以下かつ明度2以上7以下	彩度3以下かつ明度2以上7以下	彩度2以下かつ明度2以上7以下
	その他	彩度4以下かつ明度7以上	彩度3以下かつ明度7以上	彩度2以下かつ明度7以上